



▽ 特別養護老人ホームのご利用料金は、

**介護保険（介護予防）一割負担分 + 食費・滞在費・その他の費用（介護保険対象外サービス分）**

となります。

※令和6年8月時点の目安金額です

□ 利用料金（介護保険一割負担分）

介護度	一割負担額（1日あたりの目安）	一割負担額（1日あたりの目安）
要介護度1		日常生活継続支援加算 I
要介護度2		看護体制加算 I
要介護度3	938円	夜勤職員配置加算 I 介護職員等処遇改善加算 I
要介護度4	1,018円	（対象者のみ）
要介護度5	1,101円	若年性認知症入所者受入加算、認知症専門ケア加算 I、療養食加算、安全対策体制加算、初期加算 等

※ 1単位あたり 10.27 円で換算しています。

※ 認知症専門ケア加算 1 加算対象者には 1 日あたり 3 円程度、療養食加算対象者の方は 1 食あたり 7 円程度、初期加算対象者の方は 1 日あたり 31 円程度追加でいただいています。

※ 介護度 1 及び 2 の方については原則、サービスをご利用いただくことはできません。

平成30年8月からは法令で定める一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割（標記のおおむね2倍となります）、3割（標記のおおむね3倍となります）負担となります。

□ 利用料金（介護保険対象外サービス分）

食事代（食材料費及び調理費相当）	
①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等 （利用者負担第一段階の場合）	日額 300円
②課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等 （利用者負担額第二段階の場合）	日額 390円
③課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超～120万円以下 （利用者負担額第三段階①の場合）	日額 650円
④課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円超 （利用者負担額第三段階②の場合）	日額 1,360円
⑤上記以外の方（通常・減額なしの場合）	日額 1,445円
*①から③に該当する方は、当該事業所に対し事前に介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。	
滞在費	
多床室	日額 915円
従来型個室	日額 1,231円
*介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、そこに記載されている額が1日あたりの居住費になります （例）課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等（利用者負担額第二段階の場合）多床室 日額 430円	

その他の費用（一例）	
お菓子代・ティータイム代	それぞれ1回 50円 ※ご希望に応じてお出し致します。
電気代	1製品につき 1日 50円（テレビなどを持ちこまれ居室で使用された場合）
行事にかかる費用	全額実費（参加の意思をご確認のうえ、対応させていただきます。）
理髪代	訪問業者の料金表による （ご希望に応じて提供する訪問業者による理髪専門サービス）